

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社今給黎建設（法人番号8340001012572）

業者の住所：鹿児島県枕崎市鹿籠麓町158

2 指名停止措置期間：令和3年2月8日から令和3年2月21日まで（2週間）

3 指名停止措置の範囲：熊本防衛支局管轄区域（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）

4 事実概要：

株式会社今給黎建設は、令和元年6月25日、元請けとして請け負った鹿児島県枕崎市の道路雑木伐採作業現場において、伐倒についての一定の合図を定めず、伐採作業に伴う危険防止措置を講じなかったため、作業員が1名死亡する工事事故を起こしたことから同社及び同社現場代理人が労働安全衛生法違反により、加世田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、刑が確定した。

5 指名停止措置理由：

上記については、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

指名停止措置要領別表第1

措置要件	期間
1～7（略）  （安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に志望者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2か月以内

